

# 5月 は消費者月間

統一テーマ



お知らせ

## 「ともに築こう 豊かな社会 ～誰1人取り残さない～」

安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現のためには、消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。

### 消費者月間とは？

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費生活保護法（現：消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と決めました。

### 市に寄せられた相談（平成29年度）

- 1位 不当・架空請求
- 2位 特殊詐欺（還付金詐欺を含む）
- 3位 多重債務
- 4位 土地・建物・設備
- 5位 インターネット回線

こんなトラブルでお困りではありませんか

#### 訪問購入（訪問買取）

不用品買い取りのために訪問を依頼したが、貴金属を売却することに。考え直して、解約を申し出たが返品できないと言われた。



#### インターネットショッピング

商品代金を支払ったが、商品が届かない。業者に電話をしたがつながらない。

#### テレビショッピング

健康食品を注文。1回だけの注文だと思っていたが、定期購入だった。

#### 不当・架空請求

「未納料金がある。本日中に連絡を」というはがきや携帯電話へのメールが届いた。

### ★困ったときはひとりで悩まず早めに相談を！

商品やサービスの契約など、消費生活に関する相談を受け付け、相談者と共に考え、解決に向けてお手伝いします。また、製品事故や多重債務相談も受け付けています。相談は無料。個人情報を外部に漏らすことはありません。



「消費者庁イラスト集より」

## 無料「出前講座」出張します！ ～消費者トラブルに関する事例や手口・対処法などを紹介～

老人会などの地域の集まりや学校、職場研修などに出向きます。ぜひご活用ください。

問い合わせ

市民生活課 生活環境係 ☎75-6117 消費者ホットライン ☎188